

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等  
に関する条例の一部を改正する条例案  
平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等  
に関する条例の一部を改正する条例

札幌市病院及び診療所における専属薬剤師の配置基準等に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第2項を削る。
- (2) 附則第3項中「前項に規定する病院であるものを除く。」を削り、「場合」の次に「であって、当該病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを札幌市長に届け出たとき」を加え、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院における人員に関する基準を緩和する経過措置を延長するため、本案を提出する。